

## 学校において予防すべき感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した生徒に対して、学校保健安全法第19条の規定により学校長が出席停止を指示します。

### 感染症の種類及び出席停止の期間

#### 第一種

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）で定められた感染症で、感染力が強く、感染した場合に重症になる可能性が高いため、特に定められた感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※ 治癒するまで出席停止

#### 第二種

くしゃみや咳などによる飛沫感染の形で人から人へ伝わるもので、子どもの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

感染症の種類	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

#### 第三種

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎等）

※ 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまでは出席停止

※ 「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行がおこった場合に、その感染を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置

をとります。

### 出席停止の手続き方法

- ① 医療機関で「学校において予防すべき感染症」に罹患したと診断された場合は、保護者様から学校に電話で連絡をしてください。
- ② 定められた「出席停止の期間」は自宅で療養してください。この期間は「欠席」ではなく、「出席停止」の扱いになります。
- ③ 症状が軽減して「出席停止の期間」が経過、又は医師の許可が出てから登校してください。
- ④ 出席停止に関わる受診報告書は出席停止終了後に、登校したお子様に渡します。なお、本校のホームページからダウンロードして印刷することも可能です。
- ⑤ 保護者様に出席停止に関わる受診報告書を記入していただき、登校時又は登校後にお子様から担任に提出してください。ただし、「その他の感染症」に罹患した場合は、医療機関で意見書を記入していただいで提出してください。